



栃木県公報

平成26年
6月30日(月)
号外
第47号

目次

規則

○生活保護法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第三十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和三十八年栃木県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（保護開始申請書等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による申請書は、別記様式第一号による。

第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第一条第五項の規定による申請書は、別記様式第二号による。

第三条の見出しを「（保護決定通知書）」に改め、同条中「第二十四条第一項及び第五項、法」を「第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）」、「に」、「法第二十六条第一項」を「第二十六条」に、「通知書は」を「通知は、別に定めるもののほか」に改め、ただし書を削る。

第七条第二項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第八条第一項中「届出書は」を「届出は」に改め、同条第二項中「の保護施設設置認可申請書」を削る。

本則に次の三條を加える。

（就労自立給付金申請書）

第十四条 省令第十八条の四第一項の規定による申請書は、別記様式第三十二号によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第十五条 知事は、前条の就労自立給付金申請書の提出があつたときは、支給の可否、金額及び方法を決定し、申請者に対して別記様式第三十三号の就労自立給付金決定通知書により通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第十六条 省令第二十二條の三の規定による申出書は、別記様式第三十四号によるものとする。

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号（第2条関係）

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の下記の事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所
氏 名

印

福祉事務所長 様

別記様式第八号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

別記様式第十五号(表画)中「第24条第6項」を「第24条第10項」に、「出稼」を「出稼ぎ」に、「含む」を「含む。」に改める。

別記様式第三十号の次に次の三様式を加える。

別記様式第32号(第14条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年	月	日
	男・女	年	月	日
	男・女	(歳)		
	男・女	年	月	日
	男・女	(歳)		
	男・女	年	月	日
	男・女	(歳)		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

福祉事務所長 様

申請者 住所
氏名



別記様式第33号 (第15条関係)

様

第 号
年 月 日

福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

教示 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます（この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は栃木県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第34号 (第16条関係)

徴収金等支払申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2第1項又は第2項に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給があつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住 所
氏 名

Ⓧ

福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

(保健福祉課)